

市立学校における臨時休業中の対応について (令和2年4月15日時点)

新型コロナウイルス感染症への対応につきましては、「緊急事態宣言下における本市行政運営方針」(別紙添付資料)等を踏まえ、今後、各学校において、「接触機会の削減に向けた取組」として、その状況に応じ、次のとおり対応してまいります。

<不安等を抱える児童生徒への支援について>

臨時休業期間中においては、不安等を抱える児童生徒への支援や児童生徒の心身の健康状態の把握のため、各学校が家庭と連携しながら、次のいずれかの方法で取り組みます。

○取組方法

- ・個別相談日の設定(児童生徒の希望制)
- ・電話相談窓口の設定(児童生徒からの電話による相談)
- ・家庭訪問等の実施(教職員による対面相談やポスティング等)
- ・児童生徒の居場所での見守り

○なお、当面の間、登校日は中止とします。

<「児童生徒の居場所」について>

居場所については、引き続き実施します。

<「教職員の感染防止策の強化」について>

臨時休業中の学校運営に支障のない範囲で、今後の学校再開を視野に、これまでの取組に加え、在宅勤務を可能とし、教職員の感染防止策を強化します。

【問い合わせ】

(学校運営に関すること)

川崎市教育委員会事務局学校教育部指導課 細見、猫橋
電話：044-200-3284、3318

(教職員の勤務に関すること)

川崎市教育委員会事務局職員部教職員人事課 大島、重田
電話：044-200-3274

緊急事態宣言下における本市行政運営方針について

川崎市新型コロナウイルス感染症対策本部長

令和2年4月7日に政府から発出された緊急事態宣言に伴い、神奈川県から「特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針」が示されました。

こうした状況下において、本市においても、新型コロナウイルスの感染拡大防止策を更に推進し、同時に市民生活を支える行政として、必要不可欠な業務を安定的に実施するため、令和2年4月11日（土）から緊急事態宣言の終了が予定されている5月6日（水）までの間、以下の方針により運営するものとします。

- 1 市民生活を支える業務や、子どもの居場所の確保、要援護者対策など福祉的な業務については原則実施し、それ以外の業務は中止または延期とする。
- 2 本市が主催するイベント等については中止または延期とする。
- 3 スポーツセンター、市民館、図書館、文化施設、こども文化センター、老人いこいの家等については休館とする。
- 4 本市が管理する屋外スポーツ施設等については利用中止とする。
- 5 市立小学校、中学校、高等学校、特別支援学校については臨時休業とする。
- 6 市民への会議室及びホール等の提供については原則中止する。
- 7 医療対策等の重点業務への職員応援については、局区横断的に実施する。
- 8 行政活動を安定的に継続しながら、職員の休暇取得及びテレワーク等を促進する。
- 9 業務の実施において、3つの密（密閉、密集、密接）が重なる場を徹底的に回避する。

なお、施設の閉館に関する情報や、イベントの中止及び延期に関する情報、その他市民生活に影響のある情報については、市ホームページ等を通じ、市民の皆様へ随時情報提供を行います。